

第20回大阪地方労働審議会港湾労働部会 議事録

- 1 日時 令和3年1月21日(木) 13:30~14:30
- 2 場所 大阪合同庁舎第4号館 2階 第2共用会議室
- 3 出席者
- 公益委員 : 石黒委員・小川委員
坂西委員・高橋委員
 - 労働者委員 : 足立委員・佐竹委員・畠山委員
樋口委員・三宅委員
 - 使用者委員 : 栗田委員・高橋委員・中谷委員
間口委員・山尾委員
 - 専門委員 : 近畿運輸局海事振興部貨物・港運課
村上課長(代理出席)
大阪港湾局 田中局長
 - 事務局 : 大阪労働局職業安定部職業対策課
尾崎課長・八又課長補佐・堀内係長・
福田班長・向井係員
大阪港労働公共職業安定所
宮田所長・木戸課長
 - オブザーバー : (一財)港湾労働安定協会大阪支部
廣木支部長
 - 随行者 : 大阪港湾局計画整備部振興課
石橋係長

- 4 議 題 (1) 大阪港における港湾雇用安定等計画の取り組み状況
 について
 (2) 港湾労働者派遣制度の活用状況等について
 (3) その他

5 議 事 以下のとおり

(八又補佐)

皆様、こんにちは。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。定刻よりは少し前にはなりますが、委員の皆様がお集まりいただいておりますので、少し早めに開催をさせていただきたいと思っております。

それでは第20回大阪地方労働審議会港湾労働部会を開催させていただきます。本日、司会の方を担当させていただきます大阪労働局職業安定部職業対策課の八又と申します。よろしくお願いたします。

開会に先立ちまして、当課の課長であります尾崎の方から、開会のご挨拶をさせていただきます。

(尾崎課長)

職業対策課長の尾崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。第20回になります大阪地方労働審議会港湾労働部会の開催にあたりまして、事務局を代表しまして、一言ご挨拶をさせていただきます。ご出席の委員の皆様方には、何かとご多忙のところ、また、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言が発令されておるという中でございますが、本部会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃から港湾労働行政の運営をはじめ労働行政全般にわたり格別のご支援・ご協力を賜っておりますことを、併せてお礼申し上げます。

最近の雇用失業情勢に若干触れさせていただきたいと思っておりますが、大阪における直近の完全失業率ですが、令和2年7月から9月の推計値で3.9%と前年同期より1.0ポイント悪化をしておるという状況でございます。また、令和2年11月の有効求人倍率ですが、1.12倍と前月より0.02ポイント上昇しているというものの、これは1年2か月ぶりの上昇でありまして、「現下の雇用失業情勢は、求人が底堅く推移している中、引き続き求職の増加が続いており、厳しさがみられる」と、このように判断をしております。

このような中、コロナ禍の中にあつて予断を許さない状況ではございますが、私ども大阪労働局・大阪港安定所では、港湾雇用安定等計画に基づき、関係団体・機関との連携の下、港湾労働法の法令遵守の徹底、各種制度の啓発・指導を行い、大阪港における雇用秩序の維持確立に向けた取り組みを実施して参る

所存でございますので、引き続きのご支援・ご協力をお願いしたいと思っております。

結びになりますが、本日の部会が実りのあるものになりますことを祈念いたしまして、簡単ではありますが開会の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(八又補佐)

それでは、本日お配りしております資料の確認に進めさせていただきます。大変失礼ですが、着座で進行させていただきます。資料なんですけれども、お配りしている順番に、まず本日の部会の次第、一枚ものになっております。続きまして、配席図、出席者の名簿、委員さんの名簿、それと関係の規定集というところになってございます。その下に引き続きまして、説明資料としましてご用意させていただいておりますのが、ホッチキス止めになっておりますものが3種、当局からの説明資料としまして(1)、(2)、それぞれ括っているものになってございます。その下が一般財団法人港湾労働安定協会様の説明資料ということで、お配りさせていただいております。また、別途ホッチキス止めはさせていただいてないんですけれども、今年度の港湾労働法遵守強化旬間に係る資料と、港湾労働者の労働者数に関する資料についてお配りさせていただいております。不足等ございませんでしょうか。万が一不足のある方につきましては、挙手いただけましたらお持ちさせていただきますが、皆様、大丈夫でしょうか。ありがとうございます。

続きまして、本日ご出席いただいております委員の皆様のご紹介に進めさせていただきます。本来であれば、お一人お一人ご紹介させていただくべきところではございますが、本日は大変失礼ではございますが、お手元にお配りしております出席者名簿を確認いただきますことで、ご紹介に代えさせていただきたいと存じます。また併せて、オブザーバーで出席いただいている方、随行でご出席いただいている方、また当局の事務局につきましても、名簿・配席図にてご確認いただくようお願いいたします。なお、公益代表委員の飴野委員につきましては、本日所用のため、欠席となっておりますことをご了解ください。

続きまして、定足数につきましてご報告させていただきます。本日の委員の出席状況につきましては、公益代表委員が4名、労働者代表委員が5名、使用者代表委員が5名、計14名の委員の皆様にご出席いただいておりますので、港湾労働部会の運営規程、また地方労働審議会の規定によって、本部会が有効に成立していることをご報告申し上げます。また、港湾労働部会の運営規程第5条の規定によりまして、本日の会議は議事録の開示を含めまして、原則すべて公開となっております。大阪労働局のホームページの方に掲載させていただ

くこととしておりますので、併せてご報告申し上げます。また、ご発言いただく際につきましては、挙手いただきましたら事務局の方でマイクの方をお持ちさせていただきますので、ご協力お願いいたします。また、議事録作成の都合上、当部会の内容につきましては録音させていただきますので、予めご了承いただきますようお願いいたします。

それでは、この後の議事の方に進んで参りたいと思いますが、議事運営につきましては運営規程第4条に基づいて部会長であります石黒委員をお願いいたします。それでは石黒委員よろしくをお願いいたします。

(石黒委員)

ありがとうございます。石黒でございます。本日は大阪港における港湾労働者の雇用の安定と福祉の増進という観点から、皆様より忌憚のないご意見を頂戴しながら進めて参ります。どうぞよろしくお願いいたします。

議事に先立ちまして、大阪地方労働審会港湾労働部会運営規程第6条第2項による議事録の署名人を指名させていただきます。公益代表委員からは私、石黒、労働者代表委員からは三宅委員に、使用者代表委員からは間口委員にそれぞれお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。本日の議題は「大阪港における港湾雇用安定等計画の取り組み状況について」、「港湾労働者派遣制度の活用状況等について」となっております。まず、「大阪港における港湾雇用安定等計画の取り組み状況について」事務局から説明いただきます。ご意見、ご質問等につきましては、後ほどまとめて時間を設けておりますので、よろしくお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症対策のため、効率よく会議を進行していきたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。それでは事務局よりお願いいたします。

(堀内係長)

大阪労働局職業安定部職業対策課の堀内でございます。それでは、議題の1番目、「大阪港における港湾雇用安定等計画の取り組み状況」につきまして、大阪労働局の説明資料の(1)と(2)を見ていただいて、ご説明させていただきます。(1)は港湾雇用安定等計画そのものと、対応する大阪港における取り組み状況について記載しております。(2)の方はその詳細資料という位置づけでございます。本日は時間の関係で(2)の資料は触れませんが、後ほどご覧いただくということでよろしくお願いをいたします。すみません、少し長くなりますので着座にて説明をさせていただきます。失礼します。

説明資料(1)をお出しいただきまして、ご覧いただきたいのですが、この港湾雇用安定等計画は港湾労働法第3条に規定がございます。「港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進に関する計画を策定すること」というふうに定められておりまして、この計画ができてございます。定める事項は大きく4点ございまして、「港湾労働者の雇用の動向に関する事項」、それと「労働力の需給の調整の目標に関する事項」、それと「港湾労働者の雇用の改善並びに能力開発及び向上を促進するための方策に関する事項」、それと「港湾労働者派遣事業の適正な運営を確保するための方策に関する事項」ということでございます。今、現行動いている計画につきましては、令和元年度から令和5年度までの5年間の計画ということでございまして、今年度、令和2年度は計画の2年目という位置づけでございます。今年度の大阪港におけます取り組み状況ですが、「港湾労働者の雇用の動向に関する事項」と「雇用秩序の維持」、このあたりを中心にご説明させていただきたいと考えております。

それでは、(1)の資料ですが、表紙をめくっていただきまして1ページをご覧ください。下の真ん中にページ数をうってございます。左側が港湾雇用安定等計画そのものでございまして、右側が大阪港における取り組み状況という建て付けになってございます。一つめくっていただきまして、3ページ目をご覧ください。大きな「2」番としまして「港湾労働者の雇用の動向に関する事項」というのがございます。右側の大阪港の取り組みの方を下に送っていただきましたら、「(2)港湾労働者の雇用の動向」というところの「イ 労働者数」というところがございます。令和2年11月末現在の大阪港における常用港湾労働者数が7,195人ということでございまして、前年同月と比較しますと約1.2%増加という状況でございます。これは六大港全体で見ましても1.0%の増加という状況でございます。

続きまして、「ロ 就労状況」でございます。大阪港におけます令和元年度の月間の平均就労延数が126,437人日ということでございまして、1年前の平成30年度に比べ0.3%増加ということでございます。このうち常用港湾労働者の占める割合は99.6%ということでございます。残りは、派遣労働者が0.4%、日雇労働者が0.1%未満ということでございます。それと、ここにはちょっと無いんですけども、六大港全体の数字を申し上げておきます。月平均の就労延日数は、前年度比では0.6%の減ということでございます。常用労働者が96.5%、派遣労働者が0.4%、日雇労働者は3.1%という状況でございます。

裏側4ページをご覧ください。4ページの上の方「二」としまして、「港湾労働者の年齢構成」というのがございます。令和2年11月末現在の数字でございます。30歳未満のところをご覧くださいますと、前年度比で3.0%増加

しております。ただ、全体で見ますと平均年齢は43.34歳ということで1年前と比べますと若干高くなっていると、1年前は43.05歳でしたので少し高くなっているというところでございます。

次に、大きな「3」番がございしますが、「(1) 労働力の需給の調整の目標」というところでございます。港湾荷役作業は、ご承知のとおりなんですけれども、企業に雇用される常用港湾労働者によることが基本でございます。港湾運送の波動性に対応する企業外労働力といたしましては、港湾労働者派遣制度に基づいた、他の事業主に雇用される常用港湾労働者の派遣による対応が原則でございます。こちらは、一層の徹底を図るということでございます。

同じ4ページの下、「(2)」としまして「労働力の需給の調整に関して講ずべき措置」というのがございまして、「イ 労働局及び公共職業安定所が講ずべき措置」というのがございます。次の5ページの下の方をご覧いただきたいのですが、今の項目の中に「(ホ)」として「雇用秩序の維持」というのがございます。港湾労働法の遵守強化旬間は、例年どおり11月21日から30日に設定をしまして、港湾関係者の遵法意識の一層の高揚を図るとともに、各種の啓発事業を通じて、違法就労の防止に努めて参りました。また、雇用管理者研修会を11月13日に港湾労働安定協会と大阪港職業安定所の共催という形で実施いたしまして、49名の参加がございました。他にも、安定所によります事業所訪問指導を延べ46社、現場パトロールを47回実施、それと次のページへ参りまして、関係行政機関で実施しております合同立入検査を6月17日、10月20日に実施をしまして、今回は2月を予定しておるところでございます。また、労働者代表、使用者代表、それと関係行政機関からなります港湾雇用秩序連絡会議の方を7月7日、10月30日に2回開催しておりまして、その構成委員さんによります共同のパトロールを7月14日、11月6日及び11月11日と3回実施しておるところでございます。さらに、大阪港ワッペン委員会に安定所が出席する等、大阪港のワッペン委員会と連携を図りながら、ワッペン制度のなお一層の定着に向けて周知・啓発を行って参りました。なお、事業所訪問と港湾パトロールの実施の状況の詳細、それと、今年度の港湾労働法遵守強化旬間におけます行事の実施結果につきましては、後ほど安定所から報告させていただきます。

資料にはございませんが、昨年度の部会でもお話いたしました「ワッペンの全国拡大」の状況につきましてお伝えさせていただきます。ワッペンというのは、この部会の前身でございまして大阪港地区職業安定審議会というところで昭和58年に建議をされたことを契機に、大阪港で導入された取り組みでございます。港湾労働者であることを証明するワッペンをヘルメットに貼付していただいて、パトロールの時に確認を容易にするというものです。6大港のうち、

大阪港のほか、東京港の一部と神戸港、関門港において、それぞれの方法で現在運用しております。これを厚生労働省本省が音頭を取りまして、六大港全体に広げようというものでございます。現在の未導入の横浜港と名古屋港なんですけれども、目に見えての進展はないと聞いております。ただ本省としましては、法改正までは考えてないようなんですけれども、その作成に係る予算の方は確保して、性急に進めるということではないんですけれども、状況を見ながら、前向きに進めていくような方針だと聞いておるところでございます。

また「安定等計画」に戻りますが、9ページをご覧ください。9ページの上の方、大きな「5」としまして「港湾労働者派遣事業の適正な運営を確保するための方策に関する事項」というのがございます。大阪港におけます令和2年11月末現在の許可事業所数が59事業所ということで、昨年度より変更はございません。また、派遣登録者数は2,037名ということでございます。

私からの説明は以上とさせていただきます。引き続きまして、安定所の方からパトロールと旬間の状況についての報告をさせていただきます。

(木戸課長)

大阪港労働公共職業安定所の木戸と申します。大阪港安定所が行っております令和2年度の事業所訪問及び港湾パトロールの実施状況、及び、港湾労働法遵守強化旬間行事の実施結果について、ご説明させていただきます。資料は大阪労働局説明資料(2)資料5をご覧ください。令和2年4月から11月までの実施の状況の表となっております。

まず、左側の一覧表「事業所訪問及び港湾パトロール実施状況」について説明いたします。訪問事業所数は、港湾パトロールと併せて事業所訪問をさせていただいたうえで港湾労働法の指導・啓発を行っております、その訪問件数を計上しております。11月の港湾労働法遵守強化旬間における陸上キャンペーン178社を除外しますと、4月から11月までで合計46社となります。その右側にパトロール回数がございます。これは毎月実施しています港湾パトロールの回数を計上しております。こちらは11月末時点で合計48回となっております。そして、その右側にパトロールに対応する事業所数、隻数、上屋・倉庫数ということになっております。

つぎに、右側の一覧表「港湾パトロールにおける指導状況」について説明いたします。ワッペン未貼付の確認事項はございませんが、ヘルメット未着が9月に2件ございました。状況をご説明いたしますと、1件目はフォークリフトの運転手2名が上屋内においてヘルメット未着で作業をしておりました。2件目は作業員1名がヘルメットを被らずにフォークリフトでバン出し作業を行っておりました。いずれの事案も、一旦作業を中止させ、安全面からも運転時は

必ずヘルメットを着用するよう厳重注意のうえ、作業責任者にも指導を行い、ヘルメット着用・ワッペン貼付を確認後、作業を再開させました。

続きまして、下段の「事業所指導状況（重大違法事象）」につきましてですが、今年度は11月末まで重大違法事象は0件です。

続きまして、大阪労働局説明資料（2）、1ページめくっていただいて資料6、こちらをご覧ください。令和2年度港湾労働法遵守強化旬間行事実施結果となっております。机上にお配りしております令和2年度港湾労働法遵守強化旬間写真集とタイトルにあります写真の1ページ目の上段をご覧ください。カラー刷りのものとなります。11月中に、大阪港安定所に横断幕及び懸垂幕を掲示するとともに立看板を設置しまして周知・啓発を行いました。立看板につきましては、大阪港湾局・店社様のご協力のもと大阪市港区港晴の通称・高野堀交差点と堺泉北港の汐見埠頭に掲出しまして周知・啓発を行いました。2番目の文書等による周知・啓発でございますが、11月1日に周知・啓發文書とポスターを港湾関係事業所に郵送いたしまして事務所等への掲示依頼を行い、旬間の周知にご協力いただきました。3番目の陸上・岸壁・海上キャンペーンでございますが、陸上キャンペーンにつきましては、11月5日の大阪港を皮切りに19日の北港・安治川方面まで順次178事業所を訪問し港湾労働法遵守の啓発を行いました。岸壁キャンペーンにつきましては、机上配布資料の1ページ目の下段及び2ページ目の上段をご参照ください。11月24日に北港・南港・大阪港・大正内港、11月30日に堺泉北港において、荷役作業現場でのぼりを掲げ、車載拡声器を使用した港湾労働法遵守の呼びかけを大阪労働局と大阪港安定所の職員で行いました。海上キャンペーンにつきましては、今年度は、広報船内が密になるためコロナ感染予防のため実施をいたしておりません。4番目の啓発会議等でございますが、11月13日に大阪港安定所と港湾労働安定協会との共催で開催いたしました。雇用管理者研修の場におきまして、大阪港安定所から雇用秩序の維持について説明いたしました。5番目ですが、大阪港港湾雇用秩序連絡会議委員の皆様によるパトロールでございます。カラー刷りの写真集の2ページ目の下段をご参照ください。11月6日に南港方面、11月11日に堺泉北港方面のパトロールを実施いたしました。最後に、この実施結果の表には記載しておりませんが、大阪労働局のプレスリリースにより、港湾労働法の遵守についてのキャンペーン実施について広報を行い、港湾・海運業界専門紙のマリタイムデーリーニュースにキャンペーンについて掲載されましたのでご報告いたします。机上に配布しております大阪労働局プレスリリース・マリタイムデーリーニュースを参照にしてください。

私からの説明は以上でございます。

(石黒委員)

どうもありがとうございました。

続きまして、「港湾労働者派遣制度の活用状況等について」港湾労働安定協会大阪支部の廣木支部長から説明していただきます。よろしくお願ひします。

(廣木支部長)

港湾労働安定協会大阪支部の廣木でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。着座にてご説明させていただきたいと思ひます。資料の方でございますが、港湾労働安定協会説明資料と書かれた資料をご覧いただきたいと思ひます。中身の方でございますが、派遣－１から派遣－４の４枚の資料を付けさせていただきます。

まず、派遣－１の資料でございます。「主要業務取扱状況」と書かせていただいております。こちらの表でございますが、派遣先となります事業所から港湾労働者の派遣の申込みがあった数「あつ旋申込数」と、それに対しまして、派遣された「派遣成立数」、そして、派遣可能者が派遣成立に至らなかった「派遣不調数」について、令和元年度の年間実績、及び、令和２年度と令和元年度の１１月までの累計を計上しまして前年同期比を合わせて表示させていただいております。黄色い網掛けのところは令和２年度の数字となります。表の３行目の方をご覧いただきたいと思うんですが、１１月までの幹旋申込数の累計でございます。一応数字の方を読ませていただきます。３，１６７人となっております。その上の元年度の１１月までの累計が４，０９２人でございますので、人数でいきますと９２５人の減少、率で２２．６％のマイナスとなっております。その横でございますが、作業別に表示させていただいております。船内の方ですが１，７７３人、沿岸は９５７人、関連は４３７人となっております。対前年比全ての作業でマイナスとなっております。次に、真ん中の「派遣成立数」のところでございます。累計で２，７６６人となっております。元年度の数字が３，６０７人でございますので、人数で８４１人の減、率で２３．３％のマイナスとなっております。その横に、作業別の内訳を書かせていただいておりますが、船内と沿岸につきましては、あつ旋申込数と同数になりますので、関連の方だけ３６人ということで関連の部分だけが増加しております。資料の方は１１月までの累計となっておりますが、９月末での段階でございましたら派遣成立数の対前年比が船内がマイナス３４％、沿岸がマイナス３％という数字でございました。が、１１月末では、船内がマイナス２６．７％と少し改善しまして、反対に沿岸の方が１０月以降派遣成立数の減少が影響しましてマイナス１７．９％と減少幅が大きくなっている状況でございます。次に、右側の派遣不調数の２年度の欄をご覧いただきたいんですが、累計で３，

540人と、その上の元年度の11月までが854人ということでございましたので、その差2,686人、率で314.5%の増加というふうになっております。グラフの方をその下に表しておりますので、これはまたご覧いただきたいと思っております。

続きまして派遣-2の方の資料をご覧いただきたいのですが、こちらにつきましては「港湾労働者派遣日数別就労状況」をまずご覧いただきたいと思っております。港湾労働者を派遣できる日数につきましては、現行制度では1人につき1月あたり7日が限度と定められております。この表は 港湾労働者が1か月間に派遣就労した日数別に実人員を表し、合計等を上段から元年度年間、元年度の11月、2年度の11月、11月時点の対前年度比を表させていただいております。左端は延べ人員という形になります。1番右端の月平均数を見ていただきますと、年間でございますが元年度が169.4人、元年度11月までが175.4人、2年度の11月までが138.8人でございますので、前年度と比較しますと36.6ポイントの減少ということになっております。就労日数別で見ますと、全体は2割強減少しておる中で3日の人数が元年度より増加する反面、5日、6日の人数は減少しておるところでございます。7日が上限とされるなかで、あつ旋申込数の減少によりまして、中心的な派遣労働者の就労日数が、昨年は5日の方が多かったのですが、3日の方にシフトしているという状況でございます。次に、その下でございます。3番の「講習会等開催状況」でございます。港湾労働安定協会では、ハローワーク大阪港様と連携する形で、例年派遣元責任者講習を年2回、雇用管理者研修会を年1回開催しておりますが、2年度は新型コロナの影響によりまして派遣元責任者講習を1回とさせていただきます。内容や参加人員につきましては記載のとおりでございます。

次に、派遣-3の方に参らせていただきます。「六大港支部別派遣事業取扱状況」でございます。上の方の表でございますが、各支部別の派遣許可事業所・派遣対象労働者の状況でございます。30年・元年度末と2年11月末現在の許可事業所数、派遣対象労働者数となっております。下の表でございますが、各支部の派遣業務の取扱状況でございます。合計と支部毎に、表の左側があつ旋申込数、右側が派遣成立数となります。各行の黄色の網掛けが今年度の数字でございます。3行目「累計」のところをご覧いただきたいのですが、「あつ旋申込数」の合計を見ていただきますと、六大港の合計が136,818人で、その上段の元年度の状況が160,384人ですので、比較しますと23,566人の減少ということでございます。率で14.7%の減少ということになっております。同じく、右側の派遣成立数の合計でございますが、六大港の合計が14,191人、元年度の状況が17,840人でございますので、比較

しますと人数で3,649人、20.5%の減少となっております。支部別に
見ていただきますと黒字になっております東京港だけがプラスとなっており、
名古屋港におきましては半数近くに減少し、その次に大阪が続いているといっ
た状況でございます。各支部別の月別につきましては、ご覧いただきたいと思
います。

次に派遣－4の資料の方に参らせていただきたいと思います。「大阪港船内荷
役取扱状況」についてでございます。こちらの数字は大阪船内荷役協会さんか
ら資料提供をいただいたものでございます。船内荷役における「隻数」、「口数」
と口数の中での「革新船荷役」、「在来船荷役」の状況を計上させていただいてお
ります。表の3行目の2年度11月までの累計の欄をご覧いただきたいと思う
んですが、左端の隻数でございますが4,797隻となっております。前年が
11月までで5,115隻でございますので、対前年比で6.2%、隻数で3
18隻の減少となっております。6月のみプラスとなっております。その横の
口数の方は革新船、在来船の合計で5,906口。上段の元年11月までが6,
358口でございますので、452口、7.1%の減少となっております。6
月の革新船のみ対前年比がプラスというふうな状況でございます。船別では、
革新船が204口、4.0%の減少に対しまして、在来船は248口、19.
8%の減少となっており、特に貨物では鋼材等の貨物にかかる口数の減少が目
立っております。一番下でございます口数全体に占めます革新船荷役の割合で
ございますが、令和2年11月末現在で元年度年間を2.7ポイント上回りま
して83%に増加をしておるところでございます。船内荷役の傾向としまして、
増減率は、昨年度も同じ水準で減少しておったのですが、在来船荷役の減少幅
が更に大きくなっており、革新船荷役の割合が増加している状況でございます。
資料にはないんですが、このうちの派遣成立数との絡みをご説明させていただ
きたいのですが、派遣－1のところでは派遣成立数の船内につきましては1,7
73人ということでございましたが、このうち革新船荷役が1,339
人、約75%が革新船の荷役に派遣されていると、残りの4分の1につきまし
ては在来船の方に派遣されているというような傾向でございます。

全体の状況を総括させていただきますと、今年度の派遣成立数が大幅に減少
しているところでございます。これは、明らかに新型コロナの影響と思われま
して、年度前半に特に大きく減少している傾向でございます。派遣制度を多用
される船内の店社さんでは、上半期の段階では前年比の60%減となっている
店社も見受けられたところでございます。10月以降につきましては、若干船
内につきましては改善傾向である一方で、沿岸作業の方は日々あつ旋申込数が
半分くらいに減少しているというような状況になってきております。

雑駁なご説明になりましたのですが、私からの説明は以上で終わらせていただきます。

(石黒委員)

ありがとうございました。

ただいま、二つの議題について説明をいただきました。ご質問・ご意見等がございましたら、お願いいたします。

(三宅委員)

大阪港湾労働組合協議会の三宅でございます。説明に対することでなくてもよろしいんですね。全体を通してということで。

労働組合、労働者の立場から言いますと、これは大阪港だけの問題に限らないわけですが、日本港運協会と全国港湾は、一昨年、「港湾労働法の全国・全職種の適用」というものを労使確認したんですね。港湾における作業で、船積み・船揚げに限らず荷捌き業務に付随する倉庫・流通センターの作業が増大してきた中で、大阪港の中で我々が今課題としておる点は、全港・全職種に関わる問題ではなく、大阪府のエリアにおいて、特に尼崎がフェニックス計画のために埋め立てをどんどんと進めまして、ここには旧来からのAの施設が撤退をして空きがあるということで埋め立て地が増大して、ここに流通基地を作ろうかという計画がでました。神戸港もですが、距離的に尼崎は大阪港に非常に近いということで、特に輸入が一番大きいだろうと思いますが、流通加工の倉庫がやっている大阪港の現存する貨物が尼崎港に行きはしないか、実際に移っているんじゃないかというふうに思う。となりますと、港湾労働法の適用されない尼崎港においては、低コストの安い、労働環境・労働条件が国土交通省・日本港運協会が認知している様々な労働条件に逸脱したものがあのではないかという懸念を持たざるを得ない。ですので、少なくとも私は、大阪港に限らず主要9港に関わる部分の港については港湾労働法の適用の拡大をしていくということが、早急に求められているというふうに思う。大阪港だけではなしに一番懸念をされているところが、他港であります。関門と博多の関係。ご存じのように博多港は九州の北端にあって、九州産業の集積地になっている部分もあって、貨物量が増大しておる。ということで、関門と博多を比較すれば、労働コストの問題について非常に困惑しているという話も側聞しておるところなんです。そういう他港の例を見るまでもなく、大阪港にもそういう状況が現状もあるわけですが、近々に大きな課題として出てくるだろうということです。ですから、この労働部会を発信源として、少なくとも主要六大港の近隣を取り巻くところ

については港湾労働法の適用区域の拡大をするべきということを、この労働部会の認識にさせていただきたいなというのが1点です。

流通倉庫の話を出したついでに申し上げますと、議事録は削除するんですけども名前は出しますが、大阪北港のBの港湾労働法それから派遣法に違反するという問題から派生しまして、何回も私がここで申し上げてきたのですが、このワッペン制度・登録港湾労働者の制度というものをきっちり守ろうという運動が拡大して、その関係でワッペン制度が少なくとも六大港に拡大されるということになったわけです。が、ここでワッペンを拡大していくということになりますと、労働者の拡大をするということとイコールになるんですね。特に問題視をするのは、現状、流通加工の大型流通施設においては借主である荷主さんの賃借の契約期間が一般的にだいたい5年と言われている。ここで港湾労働法違反がありますよと言ったところで、ではどのように人の手配をするのが非常に苦慮するわけです。港湾の制度ですから、元請けさんがいて、專業さん・作業会社さんがいて、その他付帯する関連事業者・鑑定・検数というのが入ってくるわけですが、ややもすると5年しかない仕事のために、常用労働者を雇う、常用労働者化していくというのは非常に多くのリスクに、元請けさんにも作業会社さんにもなる。じゃあ、港湾労働法をどのように活かしていくかということになりますと、従来の雇用安定センターの波動性に対応できる労働者の確保が、行政と労使の課題であるというふうに思う。そのところをどのようにするかについて、以前、厚生労働省建設・港湾対策室に行ったときに、常用労働者の基本原則である3保険を3つを2つにしたらどうかと言ったら、それはできないと言われた。私もそう思いながら言ったのですが。この他の方法でどのようにするかということをやなければ、港湾労働法を拡大しても仕事が増えても、労働者が存在しない、存在しても登録港湾労働者・ワッペンを付けた労働者がいないという現実が控えておりますので、それをどのようにするかということについて、皮切りとして議論の課題とさせていただきたいなというふうに思っております。

で、それに付随して言いますと、これも何回も申し上げてきているんですが、従来の上屋・公共上屋、臨港地区に隣接する大手企業さんの倉庫、これについては10%以上の港湾貨物・海荷貨物を扱うということで港湾指定倉庫に行政機関が指定するのですが、大型流通センターで多層階になって、荷主さんなりがワンフロアの何分の一、もしくはワンフロア・ツーフロアの半分借りる。それについて、港湾倉庫の定義上からどのようにするか。我々としては、前段で言った課題をクリアするために、これをなんとかしないと港湾労働法の全港・全職種適用なんていうのは絵に描いた餅になってしまうということである。ですから、10%以上という項目についても問題があることは指摘しました。1

00万トン、10万トンの10%で違うんですよという話は従来からしておりますので、今後の課題としては、そういう流通センターの多岐に渡る荷主さん・借主さんがいる流通施設を、港湾倉庫の指定でどのように港湾労働法で縛っていくのか、これが非常に大きな課題となるというふうに思う。せっかくワッペン制度が六大港で拡大をしていこうということですから、これについても何年かかってでもこの課題をクリアしなければ、港湾労働法そのものの意義・計画趣旨が逸脱するんじゃないかというふうに思っておりますので、一つ大阪港から発信する課題としてよろしく取り扱いをお願いしたいというふうに思います。

(石黒委員)

はい、どうもありがとうございました。

いずれも貴重なご指摘をいただいたかと思えます。事務局から何かご回答ございますでしょうか。

(堀内係長)

はい、事務局の労働局堀内でございます。三宅委員から3点いただいたところでございます。

尼崎等々、大阪の近郊に大型の流通センターが建とうしているというお話がございました。また、博多港と関門港の関係についてもお教えいただいたところなんですけれども、いきなりの全港適用ではなくて、現実的なところと言いましょ、近隣のところから考えていくべきではないかというご意見のかなと理解したんですけれども、大阪を、この部会を発信源として、とのご発言がございましたので、当然大阪労働局だけでどうこうできる話でもございませんので、厚生労働省本省の方に上申をしていきたいということでございます。で、冒頭で労使の合意の全港適用確認のお話がございましたけれども、本省の方も労使合意が第一だというのは、いつも申しておるところでございます。ただ、労使に完全にお任せするのではなくて、本省の方も議論の中には入っていききたいというふうに常日頃申してますので、本省も巻き込んでと言いましょ、行政の方も入って、議論を重ねていく必要があるのかなというふうに感じております。

それと2点目ですね。センター常用のお話がございました。これも以前から三宅委員からお伺いしているご意見かと思えますけれども、3保険が必要な常用労働者というところについては、なかなかハードルが高くなってくると言いましょ、コストがかかる、あるいは契約期間は5年が多いというお話もございましたけれども、このあたりも従前の制度の方がよかったんじゃないかと

いうところもあるかと思えます。当然本省の方にも上申をした上で、議題にしていかなければならない問題なのかなというふう感じたところでございます。

それと3点目、上屋と倉庫のお話がございました。10%という量ではなくてパーセントになっているところがどうなんだというところはこの部会でも以前からお話をいただいているところでございますし、マルチテナントと言いましょか、大型の流通センターのところでございますワンフロアの中でも区切ってお借りになっているところは実態としてございます。実際の港湾倉庫の指定というのは、倉庫の区切りの具合であったりとか、行き来がどの程度できる状態になっているのかというようなところも加味しながら、基本は一棟全体で港湾倉庫に指定するという原則はございますけれども、区切り方と言いましょか、フロア毎の行き来がなくてテナント毎に分かれているという状況が確認できれば、区切って倉庫指定するという事は技術的には今はやっているところでございます。しかし、倉庫の指定の仕方について、もう少し本省の方ではっきりと定義付けをする必要もあるのではないかと、私どももそう思っているところでございます。厚生労働省本省におきましては、中央の方の港湾雇用専門委員会というのがございまして、令和元年10月に開催された会議でそのあたりの議論が出まして、各港の状況を研究していくと本省の方は答えておるんですね。で、その後、我々労働局が呼ばれた六大港の担当者の会議がございまして、実際、港湾倉庫の指定というのはどういうふうに行っているんだと情報収集を受けたところでございます。本省の方はそういった形で、情報を集めながら、実際の倉庫の指定の仕方を勉強しながら、議論に参加するために知恵を絞っているところでございます。今年の港湾雇用専門委員会というのは再来月の3月に開催するというのを聞いておりますので、またそこで議題になるかと思えますけれども、今のご意見も上申して、議題にするように申し伝えていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

(石黒委員)

どうもありがとうございます。

よろしいでしょうか。その他、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

(畠山委員)

全港湾の畠山でございます。

これは港労法の適用外の話なんですけれども、港労法では、港湾エリアでの一般派遣が禁止されている状態というのは、よく知っている訳なんですけれども。港湾運送事業法で言いますと、検数・鑑定・検量ですね、これは厚生労働

省の内かんによって派遣が解禁されているというふうなことがありますして、港湾で一般派遣が禁止されているエリアに派遣が堂々と入ってきているという状態、これを放置するというのは、一体どういうふうなことで、そういうふうになっているのかというのをちょっと教えてほしいんですけども。わかります？言ってること。検数の指定事業者が、一般派遣とは言いませぬけれども、港湾エリアで派遣として入ってきているわけですよ。港労法の外の話になるんですけども、この矛盾点についてご説明いただけたらありがたいんですけども。

(石黒委員)

はい、事務局いかがでしょうか。

(堀内係長)

そうですね。一般派遣の方で禁止されている港湾運送の業務は、港湾労働法で規定されている業務というふうになっておりますので、検数の業務は港湾労働法の適用外ということで、法的には違法性はないと思うんですけども、エリアと言いましょか、港湾労働法がまさに行われている同じところで、一般派遣の方がいらっしゃるということかと思えますけれども。正直申し上げてここに違法性がないということであれば、行政としての指導というのはちょっと難しいんじゃないのかなと。

(畠山委員)

その矛盾をどう解釈したらいいんですかと、そう聞いているんです。

(堀内係長)

そうですね。そこに矛盾があるという解釈が法的には難しいんじゃないかろうかというところなんですけれども。行為として見て法律に違反するかどうかを見ている中で、エリアとして一般派遣の方がいらっしゃるという事実をおっしゃっているのはある程度理解できるんですけども。

(畠山委員)

御庁の関係じゃないんですが、一応検数・鑑定・検量というのは、国土交通省の許可事業なんですよね。で、さっきも言いましたけれども、港労法の適用から外れてるのは理解できるんですが、港湾の中にそういう人たちがいるという実態があるわけですよ。その矛盾をどう解釈したらいいんですかというふうに聞いております。

エリアは派遣が禁止されているというエリアという解釈なんで、じゃあいるのはおかしいでしょとこうなるんですけれども。

(堀内係長)

一般派遣が禁止しているのは、行為であってエリアではないんじゃないかなと思うんですよ。

(畠山委員)

でも、いますよね。実際、港湾で。要は派遣労働者が労災事故にあったりするわけですよね。

(堀内係長)

そういう意味では事務員さんとは訳が違うということなんですよね。現場にいらっしゃるという意味で。

(畠山委員)

そう。実際に現場にいるからね。

(堀内係長)

なるほど。正直そこを矛盾と捉えてなかったもので、申し訳ありません。今、ちょっと即答できないんですけれども。おっしゃるように労災事故が起こる可能性があるという問題もある。

(畠山委員)

可能性じゃなしに、現にあるんですよ。

(堀内係長)

あるんですね。なるほど、すみません。ちょっと勉強不足で、そこが矛盾だというふうな思いがなかったもので、ちょっと即答ができないんですけれども。また、検討させていただきたいと思います。

(畠山委員)

結構ですよ。

(石黒委員)

はい、どうもありがとうございました。

その他、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

(三宅委員)

従来の検数・鑑定・検量の業務っていうのは、船積みのシップサイドの関係が多かったんですが、流通倉庫の関係でいきますと検数さんの労働者が元請けに関わるような、作業外に関わるようなところにも進出してきておるわけですよ。で、そういう部分について、これまた抹消してくださいね、Cの案件がでたときも少なからず何人かおったんですよ。ということになり、需給調整の派遣法に引っかかって、行政指導で派遣業者の4社か5社が業務停止を受けた経過があるんですね。行為であってエリアではないというのは十分理解はするんですが。大阪港で言いますと、指定事業者のやり方そのものが定年退職者の受け皿から出発しているんですね。ところが、コストを安く使おうという趣旨に違いないと断定してもいいぐらいに指定事業体に若い労働者を雇い入れて、港湾エリアで港湾運送事業まがいの行為を実際やっている。これは港湾労働法の趣旨や、我々の持っている事前協議の制度の趣旨から言っておかしいでしょ。ということで、大阪の検数に限って言えば、40人近くを3年かけて検数本体に移籍転籍をさせるということ、大阪の港運協会も了承して、港運協会の中でも色々検数協会に指導を入れてもらって、3年で昨年完了したんです。なぜ、これを言うかということですね、特に他の港のことを悪く言いたくはないんですが、これも抹消してもらっていいんですが、特に中部地方・名古屋港あたりですが、港湾労働法上、港湾労働者の登録、港湾労働者証を持ってやるべき仕事をこの指定事業者の皆様方がやっているという実態がある。そのことを実は港湾労働法と派遣法等にひっからめて、どのように健全な働き方に変えていくかという課題を畠山さんが言ったんだらうと思うんです。ですから、これも大阪発信として、大阪では100%と言いませんがほぼ解決の方向に向かっておるし、名前を出すがDなんかには指定事業者の方がおられるんですよ。そのような部分も、大阪を発信源として、これも全国的に我々の職域の確保というか、安定性のある職域にするという意味で一つ課題として、これも挙げておきたいという意味で、私の方からも言っておきたいと思います。

(石黒委員)

では、ご指摘ということで。

他にご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、いくつか貴重な意見をいただいたかと思しますので、事務局の方で適切に取り扱いをお願いします。特にないようでしたら、終わりたいと思います。

以上をもちまして、第20回大阪地方労働審議会港湾労働部会の議事を全て終了いたしましたので、進行を事務局の方へお返しいたします。

円滑な進行にご協力ありがとうございました。

(八又補佐)

ありがとうございました。委員の皆様、誠にありがとうございました。

なお、本日、議事録を作成するにあたりまして、事業所様の名称等を特定できない表現に改めさせていただきますので、予めご了承をいただきますようお願いいたします。本日は緊急事態宣言下での開催ということで、何かとご不便をお掛けする中での会議となってしまいました。皆様のご協力をもちまして、無事終わることができました。ご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、第20回大阪地方労働審議会港湾労働部会を閉会いたします。お帰りの際は、お忘れ物のないよう今一度ご確認の方いただきまして、お気を付けてお帰りいただきますようお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。